原判決を破棄する。

被告人を懲役七月に処する。

但し、この裁判の確定した日から四年間右刑の執行を猶予する。

被告人から金一〇万円を追徴する。

原審及び当審の訴訟費用は、その二分の一を被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護人木型芳繁が差し出した控訴趣意書に、これに対する答 弁は、検察官廣瀬哲彦が差し出した答弁書にそれぞれ記載されているとおりである から、これらを引用する。

控訴趣意一(事実誤認の主張)について

所論は、控訴趣意書自体からは必ずしも明確ではないが、原審弁論及び当審公判 廷の弁論の趣旨を合わせると、原判決は、いずれも投票買収資金との交付をの交付を 更に同判示第一の日時、場所で、金二〇万円のでいるので、 実はAと共同で、同判示第一の日時、場所で、金二〇万円のでしたと認定という。 実はAと共同で、同判示第一の日時、場所で、金銭の授受に関するのので、 のみならず、日の立候補決起集会(以下、「本件決起集会」という会員ののののののののののののののであって、「本件決定にはないでののののののののののであるで、「本件決定によれる。」というのと解されるのであるに、原判示の各事実を認定したのとが明らかなには、 を誤認したものであるに、原判示の各事実を認定したのは、証拠の取捨選択であるのに、 を誤認したものであるに、のと解される。)。

所論のうち、金員授受の趣旨を争う点について。

原判決が、当事者の主張に対する判断の項において、原判示の金二〇万円が交付されるに至つた経緯及び交付の状況等について、原判決挙示の関係各証拠(被告人の検察官に対する供述調書を除く。)により、その判示にかかる1ないし8の各事実を認定し、これらの事実により、同判示の(一)ないし(四)の諸事情が認められるとしたうえ、更に、これらの諸事情を総合して、右金員が投票買収資金として交付されたものと認定したのは、右関係各証拠により正当としてこれを是認することができ、記録を精査し、当審における事実取調の結果を検討しても、右認定に誤りがあることを窺わせる事情を見いだすことはできない。以下、所論にかんがみ、若干説明を補足する。

一所論は、原判決の認定した右(一)ないし(四)の諸事情のうち、(四)の「被告人が、Cの説明に納得しなかつたにもかかわらず、金二〇万円を受領した。」とする趣旨の部分(これは結局他の状況的事実に基づく推認判断に当たる部分である。)を除いては、これらの事実を特に争う趣旨ではなく、結局のところ、これらの諸事情を総合して、投票買収資金として交付されたものとし、かつ被告人にその点の認識があつたとした原判決の認定を争う趣旨に解される。すなわち、本件決起点の認識があつたとした原判決の認定を争う趣旨に解される。すなわれた後に、出席しなかった者から改めて返還を求めることはしないし、出席した者につき過票はあっても清算しないからといつて、それだけでは立候補予定者である日に投票することの報酬として配つたとはいえず、ましてや、被告人にはそのような認識はなかったとして争う趣旨と解される。

 当である。

右の観点から、更に検討するに、原判決の認定した事情のうち、 二)によると、昭和五八年四月一〇日施行の福岡県議会議員選挙に立候補を決め ていたBの選挙運動者らが、その告示直前である同年三月一三日に予定されていた 本件決起集会(「Bを励ます集い」と称されていたもの)には、約三〇〇〇人もの 動員が計画されていたものであり、その動員の手段として、交通費の名目で選挙人 であるB後援会の多数の会員に一律五〇〇円をあらかじめ配布することにし、被告 人が受領した金銭は、それに充てる資金として交付され、なお、交通費の実費との 間に過不足があつても後に清算等を予定していないものであるというのであり、ま してや、関係証拠によると、右集会に出席しなかつた場合でもその返還は求めない ものであることが認められるのであるから、選挙人である多数の後援会会員に対する右金員の配布をもつて単に右集会参加のための交通費の実費を支払う趣旨にとど まるものとすることはできず、殊に、右五〇〇円を受け取りながら集会に参加しな い場合には、結局直接的に投票を依頼する趣旨のものとならざるをえないのである から、その趣旨もまた含まれているものと認めるほかはない。そして、被告人においても、一律五〇〇円ずつ、事後において清算しないものとして配布するための金員であることの認識のもとにこれを受け取つていることについては、被告人が原審 及び当審各公判廷でも認めるところであり、したがつて、交通費の実費支給の趣旨 にとどまらないことにつき認識していたものと認めざるをえないのであり、 や原判示(三)のように応接室に場所を変え個別的に各地区責任者に交付している ことや、同(四)のように、被告人が右金員配布が選挙違反になるのではないかとの疑問を感じて、Cに質問している状況やその後応接室で現金入りの封筒を差し出 された際いつたんはその受領を辞退しているという被告人の一連の態度(これらの 点から被告人がCの説明に納得していなかつたものと認めた原判決の判断に誤りは ない。)に照らし、被告人が以上のように直接的な投票依頼の趣旨も一部含まれる ことになることにつき認識していたこともまた、明らかであるといわなければなら ない。

のみならず、仮に集会参加のための交通費の実費であるとの所論の前提に立つと しても、そもそも、右集会の趣旨からしても、立候補予定者を支持する者がその自由意思により参加することが前提とされる性質の集会(告示直前にそのような集会 を開くこと自体が事前運動に当たり、許されないことについては、ひとまずお く。) であることが明らかであるから、参加者は当然に自費により参加すべきであると解されるところ、選挙が間近に迫つた時期に右集会を開催し、選挙人にそのた めの交通費を支給することは、選挙人を右集会に参加させることによって、 票意思を特定の候補者へと誘引し、これを強化することを意図しているものにほか ならず、そのような実費の支給自体が、集会への参加を容易ならしめ、結局その投 票意思を左右することにつながるものであるから、当選を図る目的に出たものとい わざるをえないものであり、かつ、その支給は、本来自ら負担すべき出捐を免れさせる意味において、当該選挙人に利得させることになるものといわなければならな い。そして、被告人自身も右の交通費支給の効果については十分認識していたもの と認められる。したがつて、仮に、所論のとおり交通費として配布する趣旨である からといつて、選挙人に対するそのような金銭の配布自体がすでに公職選挙法 一条一項一号の禁止の対象になるものであつて、その趣旨の資金の交付を受けるこ とは、同項五号に該当するものといわなければならない。この点についての所論 は、結局前提においてすでに理由がないことに帰する。なお、原審記録及び当審に おける事実取調の結果を検討しても、被告人の検察官に対する供述調書の任意性に ついて、原判決がこれを肯定し、その理由について説示しているところは、すべて 正当と認められ、また、所論指摘のD、C、E、Aの検察官に対する各供述調書謄 本、公判調書謄本中の証人Aの供述部分に証拠能力を否定すべき理由は窺われな い。

所論のうち、受交付、交付の状況に関する点について 原判決は、原判示第一について、Cから金二〇万円の交付を受けた場にAが同席 していたことは認めながら、被告人の単独受交付の事実を認定し、その理由とし (一) Aはa地区の責任者ではあつたが、自宅で商売をしていた関係で後援会 の本部事務所やF連絡所に出る機会も少なく、CはAとは受交付当日である二月二 四日が初対面であり、DもAがa地区の責任者であることに疑問をもつ状態であつ たのに対し、被告人が本部事務所との連絡も一手に引き受け本部事務所での会合に もよく出席し、同地区を事実上代表しているように見られていたこと、(二)現

に、受交付当日である二月二四日に行われた定例会でも被告人が b 地区を代表して発言し、b 地区分の金二〇万円についても同席している A の意向を聞くことなく被告人が受領していること、(三)その後三月初旬ころまでの間、被告人が右金二〇万円を保管し、三月初旬ころ自己の一存で右二〇万円を折半し、内一〇万円を A に渡したものであつて、他方、 A は a 地区分の交付を被告人に求めるようなこともしていないことなどの事実を挙げている。

しかし、原審及び当審において取り調べた関係証拠によると、確かに被告人の方 が、Aより主体的に活動し、b地区を代表して発言したりしていたことは認められ るが、被告人はc地区の代表者であり、Aは同a地区の代表者であつて、本来対等 の立場にある者と認められるうえ、Aが当時毎週後援会本部で行われていた定例会 に欠席がちであつたことはなく、ほとんど出席しており、F連絡所にも毎日のよう に出ていたこと(当審公判調書中の証人Aの供述部分によつても、そのように認め られる。)、したがつて、Cが当日Aと初対面であるということはあり得ないし、 DもAが同a地区の代表者であることについて疑問をもつ状態にはないことが認め られ、原審公判調書中の証人C及び同Dの各供述部分等の右認定に反する部分は、 Cらの後援会幹部及び被告人、Aらが選挙違反事件の犠牲者をできるだけ少なくす るためにした通謀に基づいて捜査段階で供述されたことを、なお公判段階でも維持 しようとして供述されたものである疑いが濃く、いずれも信用できないというべき である。更に、右各証拠によると、被告人がAに金一〇万円を交付した時期につき、原判決が認定するように三月初旬ころとするのは、多数の者に右金員を配布することが予定されており、しかも三月一三日に予定されている集会への交通費の名 目により配布する以上は時期的に見ていたずらに遷延することなく直ちに配布にか からなければならない状況にあつたと考えられることに照らし、遅きに過ぎると思われるのみならず、当審公判調書中の証人Aの供述部分によると、右時期について の、捜査段階における二月二八日ころ、あるいは公判段階における三月初旬ころと いうのは、いずれも事実でなく、受交付の翌日ころ、すなわち、二月二五日ころで あつた旨供述を変更するに至つていること、関係証拠によると、被告人の担当する c地区の分についての両替をAにしてもらつた日は、受交付の翌日と認められ、 のこととの関係から考えても、a地区の分も右両替のなされたころまでにAに渡されていたものと見るのが自然であること、他方、被告人は、捜査段階では二月二八日ころと述べていたが、前記のような通謀に従つてそのように述べたもので、真実は、本部事務所の応接室で受領後、廊下に出て直ちに、各一〇万円ずつ分け合うた。 というのであり、原審以来一貫してその旨供述していることが、それぞれ認められ るのであつて、以上の点からすると、被告人の右弁解を虚偽であるとして否定し去 ることは困難であるし、少なくともAの当審証言によつても、Aに対する一〇万円の交付はその翌日ということになるのであり、したがつて、a地区の分が三月初旬まで被告人の手もとに留め置かれていたという原判決の認定事実についても、これを認めることはできないものといわなければならない。してみると、被告人はc地区をはままるまである。 区を代表する者として、Aは同a地区を代表するものとして、呼び入れられ、被告 人及びAが共同して、Cらからb地区全体の分として金二〇万円の交付を受けた が、直接手渡されたのは被告人であつたに過ぎないものと認めるのが相当であり しかも、その直後、被告人の弁解するように本部事務所内でc地区分及びa地区分 としてそれぞれ一〇万円ずつ分け合つた疑いがあり、遅くとも翌日までには分配を 済ませているものと認められ、原審第八回及び第九回各公判調書中の証人Aの供述 部分、被告人Aほか四名に対する公職選挙法違反被告事件第四回及び第六回各公判 調書中の被告人Aの供述部分謄本、Aの検察官に対する供述調書謄本、被告人の検 察官に対する同月一一日付供述調書、原審第七回公判調書中の証人Dの供述部分、 同人の検察官に対する同月一二日付供述調書謄本、原審第一〇回公判調書中の証人 Eの供述部分、同人の検察官に対する同月一一日付供述調書謄本、原審第五回公判 調書中の証人Cの供述部分、同人の検察官に対する同月二五日付供述調書謄本中の、以上の認定に沿わない各部分は、その余の関係証拠に照らしていずれも信用で きない。なお付言するに、被告人の単独による受交付事実の起訴は、被告人がCら から金二〇万円の交付を受けた際、Aが同席していた事実がないことを前提として なされたものであることが、原審で取り調べられているところの捜査段階で作成さ れた関係供述調書に照らして明らかであり(A同席の事実を供述していたものとし ては、Dの検察官に対する昭和五八年五月一日付供述調書謄本があるのみであるが、他に、これを肯定する証拠はなく、被告人も、Aも、捜査段階で作成された供 述調書においてはいずれもこの事実を否定していた。)、また、b地区と同様に受

領の際複数の者が在席した d 地区の場合には、その場に在席した五名共同で受領したものとして起訴がなされその旨の認定がされていることも、関係証拠上明らかである。

〈要旨第一〉それ故、被告人は、Aと共同して、Cらから金二〇万円の交付を受けたものと認められるが、そうであ〈/要旨第一〉る以上、その後のAとの間における一〇万円の授受については、独立した犯罪を構成せず罪とならないものといわなければならない。これは、共謀者間における金銭の授受ではなく、共同受領にかかる金銭の分配にほかならないからである。すなわち、共謀者間であつても、もととのうちの特定人の占有に属する金銭を交付することは、占有を移転するものと見るべきものが、本件受交付にかかる金銭は、これと異なり、共同占ずないのと見るべきものであり、これを分配して各自の占有に移すことをもつてるから、あるいは共同受領したものを一時して各自の占有に移すことをもつて、以上と異なの行為に当たるとすることはできないからである。したがつて、以上と異実の記述したうえ、原判示第一及び第二の各事実を認定したりえ、原判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

さらに、職権により調査するに、原判決は、同判示第一により交付を受けた利益と、検察庁で領置保管されている金一〇万円を没くAにより画替されている金一〇万円では、本件決起集会の当日、より、そのでは、本件決起集会の当してのの後援会会は後に運生を会になると、被告人が手許に留どめていた金円、のの後援会会員を会は後にであるのでは、本件決起集で費消しており、その部分のには、での当時では、でのものにからないることが認められるのであるが、での返還にかる金属であるかが明らかであるが、でのものには、のものといるのであるががのであるが、でのものにおいて、一個ではなく、一個ではない。大審に大正七年三月二七日判決・刑録ニ四八百では、「一〇万円は、「一)」」、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一)で、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は、「一〇万円は

以上のとおり、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認及び法 令適用の誤りがあるから、その余の控訴趣意(量刑不当)につき判断するまでもな く、原判決は全部破棄を免れない。

そして、右に見たとおり、公訴事実第一の被告人の単独受交付及び同第二の交付の訴因(原審段階で示された二月二八日ころ及び三月初旬ころの主位的・予備的各訴因の双方共)につき有罪と認めることはできないこ〈要旨第二〉とに帰するところ、当裁判所は、第六回公判期日において、公訴事実第一の訴因(Cらからの二〇万円の単〈/要旨第二〉独受交付)のみに対するものとしてではなく、右訴因及びこれと併合罪関係にある同第二の訴因(Aに対する一〇万円の交付、主たる訴因はその時期を二月二八日ころとするもの、予備的訴因はこれを三月初旬ころとするもの)

したがつて、たとえば、当初、交付を受けていた金員全額につき受交付罪の訴因 (全額H罪)により起訴したが、後になつて、その全部が更に供与されていた事実 が判明した場合に、右訴因を後の供与罪(全額G罪)に訴因を変更することができ るし、その逆も可能であることは当然であるが、これと同様に、後の供与または交 付が受交付金員の一部にとどまつている場合(一部G罪)においても、訴因変更の 方法により、その部分を前の受交付の訴因に変更することも可能であるとしなけれ ばならず(前記最高裁判所昭和四一年七月一三日大法廷判決中、予備的訴因追加に 関する判示部分参照)、ただ、その場合にはすでに訴因とされている受交付罪の部分(残額H罪)と一罪になるので、これを合わせて全額についての受交付罪の訴因(全額H罪)にすることになるだけのことと考えられる。このことは、G罪が証明がなくあるいは罪とならないという理由で無罪とされても、それに対応する部分は その前段階のより軽い罪が成立することにより、罪数的にはともかくとして、有罪 の認定をされていることに変わりはないのであるから、G罪に対応する部分につき 結局一部有罪の判断(縮小認定)がされるのと同視できることからも、理解できる ところである(すなわち、G罪がもともとH罪と併合罪の関係に立つからといつ て、G罪が証明できずあるいは罪とならないため無罪とされる場合に、その部分が 同時に起訴されたH罪の一部として有罪とされる関係にある以上、G罪につき主文で無罪を言い渡すべきではないと解されるのである。なお、前記の最高裁判所昭和四三年三月二一日第一小法廷判決の事案は、G罪にあたる部分につき主文で無罪の 言渡がなされ、その部分のみ上訴がなく確定したため、その既判力が有罪部分の-部に及んだとされた事案である。)。もつとも、本件では、二〇万円の交付を受け、そのうちの一〇万円を交付したとする事実関係に基づく起訴であるのに、一〇 万円の「一部G罪」の訴因による起訴をしながら、同時にその残額の一〇万円では なく全額である二〇万円の「全額H罪」の訴因による起訴もしているのであるが、 この点は、交付、受交付罪についての解釈、適用の誤りに起因するに過ぎないもの であるから、このことにより予備的訴因追加の可否自体まで左右されるものではな いと解するのが相当である。右のように考えると、本件において検察官が請求した とおり、公訴事実第一及び第二の訴因を合わせたものに対する一個の予備的訴因の 追加という方法によるのが、予備的訴因追加の請求の仕方としてむしろ正当である と考えられるのである。

よつて、刑訴法三九七条一項、三八二条、三八〇条により、原判決を破棄し、同 法四〇〇条但書により、当審において追加された予備的訴因に従い、更に次のとお り判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和五八年四月一〇日施行の福岡県議会議員選挙に際し、宗像市選挙区から立候補したBの後援会c地区の代表者として同人の選挙運動者であつたものであるが、同じく同後援会a地区の代表者として右Bの選挙運動者であつたAと共同して、同年二月二四日、福岡県宗像市大字ef番地所在のB後援会事務所におい

て、右Bの選挙運動者であるCらから、同人らが右Bに当選を得させる目的で被告人らから同選挙区の選挙人であるb地区後援会会員らに対し供与すべき投票買収資金として手交するものであることを知りながら、現金二〇万円の交付を受けたものである。

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法六〇条、公職選挙法二二一条一項五号、一号に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役七月間一人を懲役七月間を適用して、この裁判の確定した日から四年一日の執行を猶予することと、なお、ならして、この表別のを受けた現金を受けたものとした。とこの方円を没収または追徴することになるが、被告人のもとけたものとしたるには、その大部分が判示受交付を受けたを受けたものとしたものとの方内によりできない状態にあり、結局により、一部他の金員が混入していて、本件により交付を受けたものとうできないが混入したの金員が混入していて、本件によりを受けたを受けたものより、とができないから、公職選挙法二二四条後段により、結局これを没が、一部他の金員が混入していて、本件によりを受けたを受けたものより、によりできないから、公職選挙法二二四条後段におり、おり、その二分の一を被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 永井登志彦 裁判官 小出錞一 裁判官 谷敏行)